

4-2. 業種の分類の考え方

表V-3-4-2 に経済産業省が公表している産業連関表（簡易延長表）：平成12年(2000年)基準平成17年簡易延長産業連関表（186部門、取引額表(時価評価)）の業務営業用にかかわる水道部門の中間投入割合と国内生産額を示す。

<http://www.meti.go.jp/statistics/data/h2uio05d.html>

影響率の参考とする式の営業停止損失の大きい業種の(1)式、又は営業停止損失の小さい業種の(2)式の適用を区分する。

業種の中間投入割合の平均値1.3%を境界とし、1.3%以上の部門の内、前述の表V-3-1-1に示す渇水による被害一覧を参考として、被害状況の記述のある業種を抽出し、営業停止損失の大きい業種とした。表V-3-1-1では、飲食店、ホテル、医療機関の活動に支障を与えることの記述があり、これに衛生面に配慮し水を使用すると考えられる小売、介護を加え、

1. 小売
2. 医療
3. 介護
4. 飲食店
5. 旅館・その他の宿泊所

の5業種では(1)式を採用することとした。